



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail: inoue@aisan-law.jp

あいさん事務所便り

第一興商事件（東京高判 R4.6.29）

～一審と控訴審で判断が分かれた転倒事故

従業員に事故が起きた時、それが業務に起因するものであれば、使用者に責任がなくても、労災として認められます。

しかし、労災保険からの給付は定額ですので（慰謝料等が支払われない）、事故に関して使用者に責任があれば、さらに安全配慮義務違反を問われて損害賠償を請求されます。

この点、安全配慮義務の範囲は分かりにくく、事案によって千差万別です。裁判例の具体的事例を通して理解していくほかありません。

そこで、今回は、雨で濡れていた階段で従業員が転倒した事故に関し、使用者の安全配慮義務違反が問われた裁判を紹介します。一審と控訴審で判断が分かれた第一興商事件です。

●事案の概要と一審判決

本件は、第一興商（会社）の経営するカラオケ店で、従業員が、雨に濡れた屋外階段を使用した際、足を滑らして転倒して負傷したものです。従業員は、会社は、階段に滑り止めを施工したり、注意表示をしたり、雨でも滑らない履物を用意したりするなど、安全配慮義務を果たさなかったとして、会社に対し、慰謝料等合計約1370万円の支払を求めました。

一審の横浜地裁は、雨が降ったことが分かる程度の照明は点灯されていたので、事故の直接の原因は、従業員自身が、階段を降りるに当たって、足元を十分に注意しなかったことにあり、会社に義務違反はなかったと判示しました。従

業員は、一審を不服として控訴しました。

●高裁判決のポイント

控訴審である東京高裁は、従業員の請求を一部認容しました。

すなわち、「会社は、雨で濡れた階段を裏面が摩耗したサンダルで降りる場合には、滑って転倒しやすいことは容易に認識し得る」として、「危険が現実化することを回避すべく」「階段の使用について注意を促したり」「階段に滑り止めの加工をしたりするなどの措置を講じ」、「階段を安全に使用することができるよう配慮すべき義務を負っていた」とし、「何らかの安全対策を採っていたことを認めるに足りる証拠はない」として、会社の安全配慮義務違反を認定しました。

安全配慮義務のハードルは高い

～「言わなくても分かる」は通じない時代

●第一興商事件の教訓

一言で言えば、安全配慮義務のハードルは、本当に厳しくなっているということです。「足元に気を付けるなんて常識でしょ」「言わなくても分かると思った」、そんな言い訳は通用しない時代となっています。

一般的な感覚では、本人がちょっと注意すれば事故が防げたような場合は、その人の自己責任であって、会社の責任が問われることはないと思ってしまいます。

ところが、法的な安全配慮義務を考えるときは、本人がうっかり不注意で事故を起こすというヒューマンエラーについても、折り込み済み

でないといけません。つまり、本人のうっかりミスによる事故というだけで、使用者の責任が免除されることはないのです。

安全配慮義務とは、リスクに気付く義務（結果予見義務）とリスクを除去する義務（結果回避義務）であると説明できます。本件でいえば、「階段が雨に濡れれば滑りやすくなるというリスク」は容易に気付きますので、使用者には結果予見義務があります。

そうすると、使用者としては、足元への注意をうっかり忘れて転倒する従業員もいるというヒューマンエラーを前提とした上で、転倒のリスクを多方面から除去する必要があります。

裁判で指摘された、注意喚起の表示、滑りにくい床面素材、履き物の摩耗のチェック等はもちろん、天気予報で雨が降りそうな日は朝礼等で改めて注意喚起をするといったような、転倒防止の仕組み作りをする義務が求められます。今回の高裁も、転倒防止の仕組み作りが不十分だったとして、安全配慮義務を果たしていなかったものとなりました。

ただ、この転倒は、従業員が少し足元に注意すれば防げたので（そのため、一審は会社の責任を認めませんでした）、高裁でも従業員の過失を40%とり、いわば痛み分けのような判決にして、バランス調整をしたわけです。

とはいえ、損害の60%を使用者が負担せねばなりませんから、やはり厳しい義務が課されていると言えます。これからの時期は転倒事故も多くなりますので、職場のリスクの洗い出しと削減を検討いただければと思います。

～当事務所よりひと言～

リスクの洗い出しは、一人ではできません。抜け漏れが出たり、独りよがりになったりするからです。ヒヤリハット報告は必須として、さらに、従業員みんなでブレストをして、職場のリスクの棚卸しをすることも大切です。

安全配慮義務を考えるときは、むしろ、心配

性すぎるくらいの人を基準にして体制作りをすることが求められています。

